

## 学校評価について

○平成14年4月から、小学校設置基準(文部科学省令)等により、自己評価の実施とその結果の公表が努力義務化された。

(中学校設置基準、高等学校設置基準、幼稚園設置基準においても同様に規定。)

○平成19年6月の学校教育法一部改正において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善に向けた措置を講ずること、及び、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することについて規定。

→同年10月に改正された学校教育法施行規則において、以下の事項を規定

→毎年、各学校において自己評価を実施するとともに、その結果を広く公表し、設置者に報告することが求められている。

- ①自己評価の実施・公表の義務化
- ②学校関係者評価の実施・公表の努力義務化
- ③評価結果の設置者への報告の義務化

○学校評価の定義(「学校評価ガイドライン〔改訂〕」(H20.1)より)

・「自己評価」

→各学校の教職員が行う評価

・「学校関係者評価」

→保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

・「第三者評価」

→学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

○学校評価の実施状況(平成18年度間)

	自己評価			学校関係者評価		
	実施率	報告率	公表率	実施率	報告率	公表率
公立	98.0%	42.5%	45.2%	49.1%	36.7%	38.7%
私立	54.7%	47.1%	14.2%	12.9%	45.9%	30.9%

※学校関係者評価＝自己評価の結果を踏まえて、保護者その他の学校関係者により主体的・能動的に行われる評価。平成18年度より調査を開始

※報告率＝各評価の実施校数のうち評価結果の報告書を設置者に提出した学校の割合

※公表率＝各評価の実施校数のうち評価結果を公表した学校の割合

## ○学校教育法の条文(学校評価関係)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、中等教育学校(第70条)、特別支援学校(第82条)、専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

## ○学校教育法施行規則の条文(学校評価関係)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。  
2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第39条)、中学校(第79条)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校(第135条)、専修学校(第189条)、各種学校(第190条)に、それぞれ準用する。

※この規則の施行に伴い、小学校設置基準等の自己点検・評価及び情報提供に関する規定は削除された。

# 学校評価及び情報提供の実施状況調査結果(平成18年度間概要)

## ■調査の概要

- ・ 施行後5年を経過する小学校設置基準等に基づく自己評価とその結果の公表状況のほか、学校の情報提供に関する取組の状況等について、全国の国公立学校を対象にして調査した。
- ・ 併せて、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、保護者など学校関係者による評価等について新たに規定されたことを踏まえ、平成18年度における学校関係者評価の実施状況等についても先行的に調査した。

## ■調査時点での学校評価の取扱

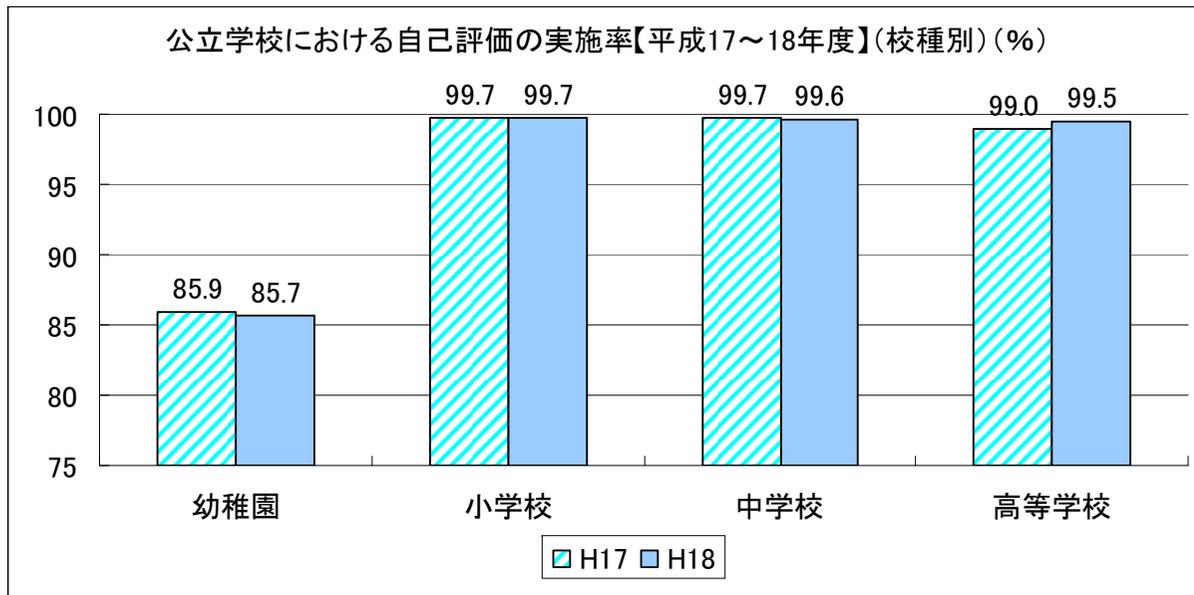
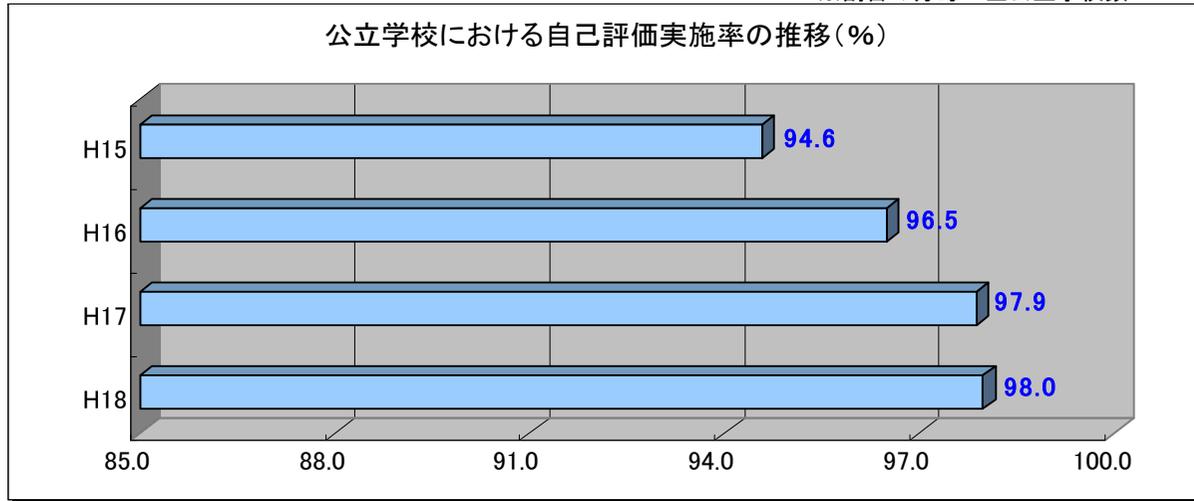
- 小学校設置基準等の省令に、学校は自己評価の実施及びその結果の公表に努めること、積極的な情報提供を行うことを規定。(平成14年4月1日施行)  
※中学校、高等学校、幼稚園の設置基準でも同様の規定
- 平成18年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、公表

## ■調査対象・基準日

- 全ての都道府県・市区町村教育委員会及び全ての国公立学校(大学, 高等専門学校を除く)
- 平成18年度間

# 1. 自己評価の実施状況

※割合の分母=全公立学校数



## 自己評価の実施状況

○平成18年度間に**自己評価を実施**した公立学校は、**全体の98.0%**と、ほぼ全ての公立学校で自己評価が行われている。

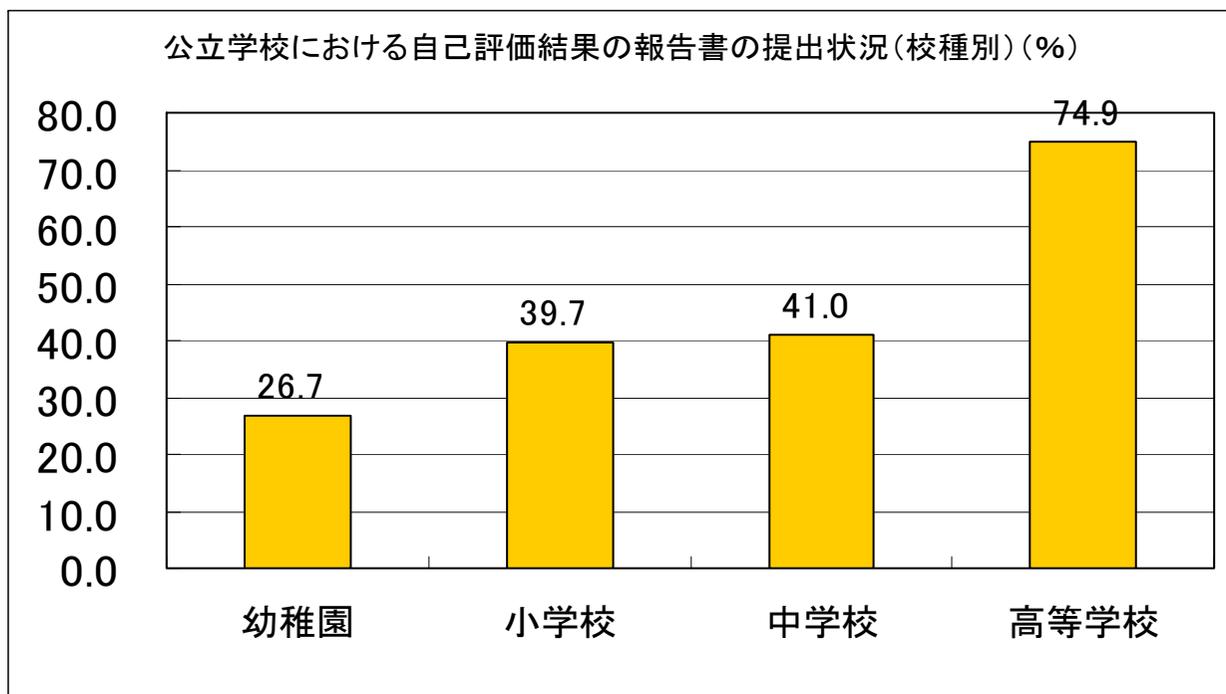
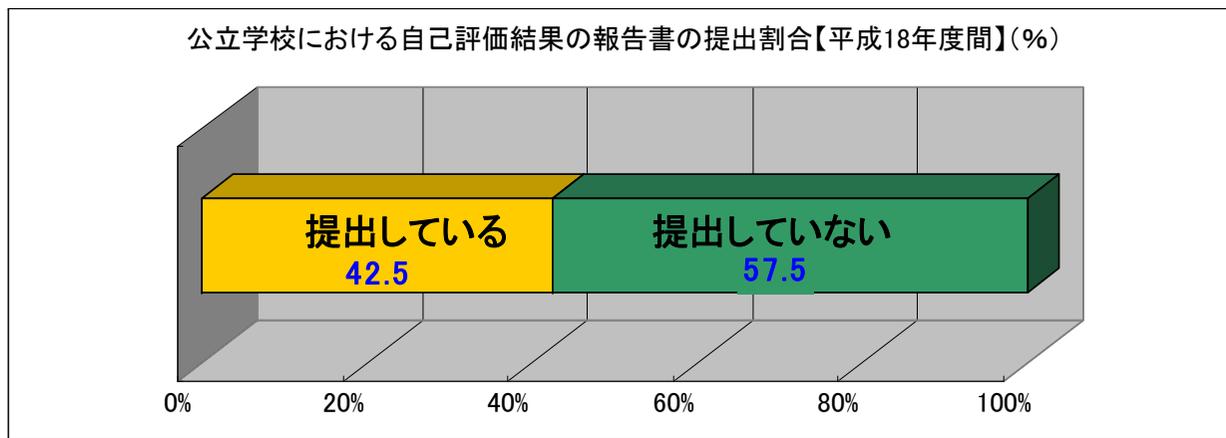
→前年度比**0.1ポイント増**であり、平成14年度に調査を開始して以降で最高の割合を記録。

→特に、**小学校では99.7%、中学校では99.6%、高等学校では99.5%**の学校で自己評価に取り組んでいる。

○また、**国立学校**における実施率は**96.5%**(前年度比0.8%減)、**私立学校**における実施率は**54.7%**(前年度比2.3ポイント増)であった。

## 2. 自己評価結果の報告書の提出状況

※割合の分母＝自己評価を実施した公立学校数



### 自己評価結果の報告書の提出状況

○平成18年度間に自己評価を実施した公立学校のうち、**設置者に対して評価結果の報告書を提出した学校**の割合は**42.5%**である。

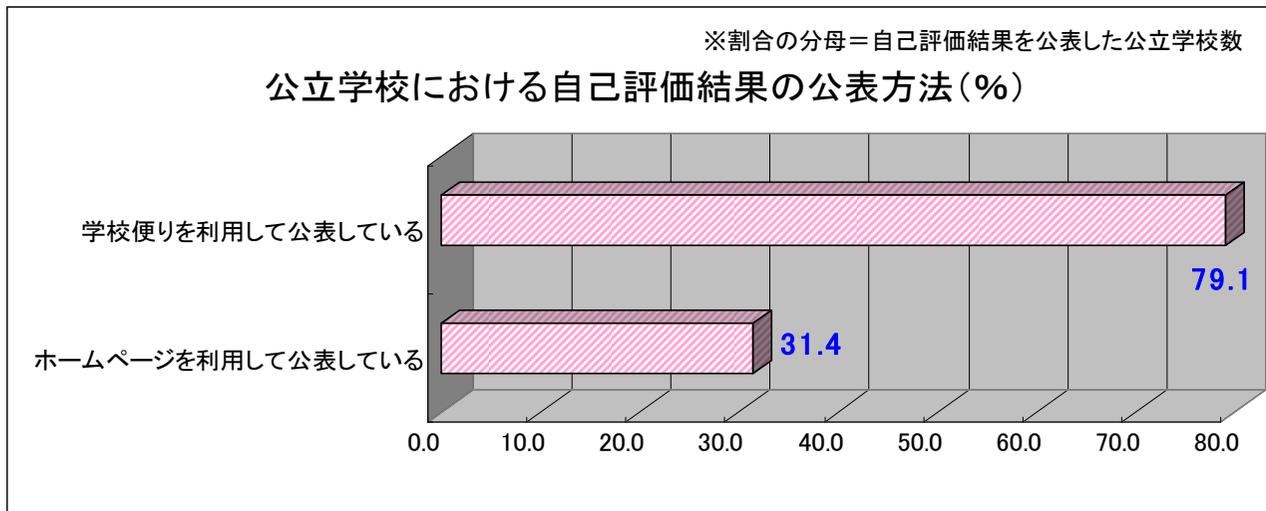
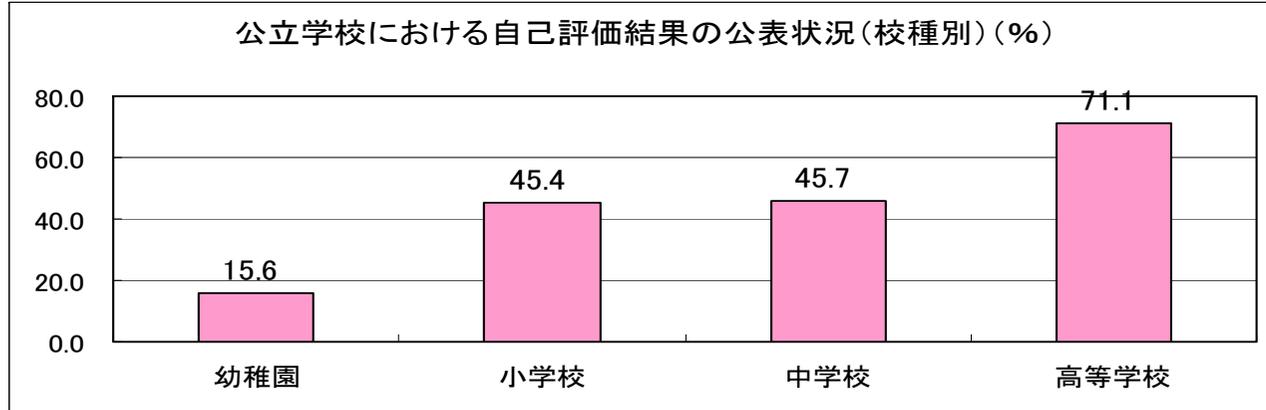
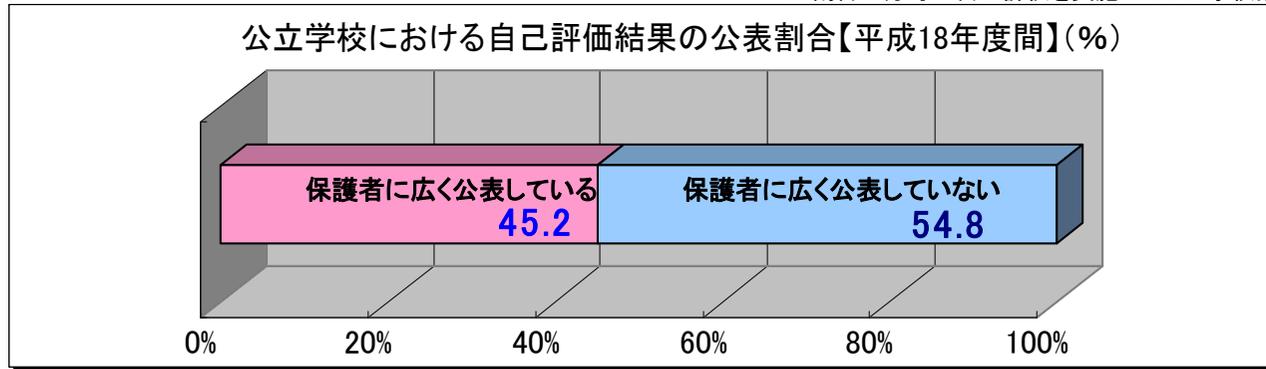
※平成17年度は報告の形式を特に問わない形で調査を実施しているため、単純に比較はできないが、その報告率は36.1%であった。

○公立学校の状況を学校種別に見ると、**高等学校**での提出率が**74.9%**と、中学校以下に比べて大きく取組が進んでいる。

○また、**国立学校**における提出率は**29.5%**、**私立学校**における提出率は**47.1%**であった。

### 3. 自己評価結果の公表状況

※割合の分母＝自己評価を実施した公立学校数



#### 自己評価結果の 公表状況

○平成18年度間に自己評価を実施した公立学校のうち、その評価結果を保護者に広く公表した学校の割合は、**45.2%**である。

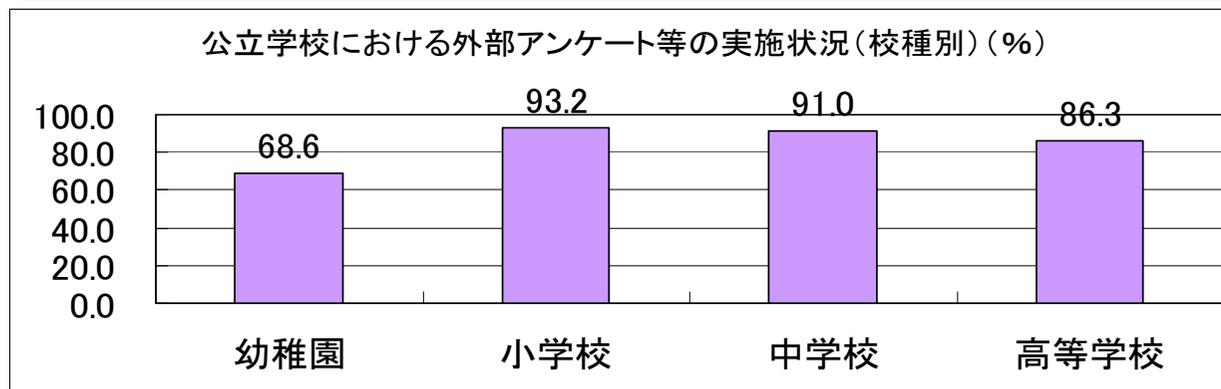
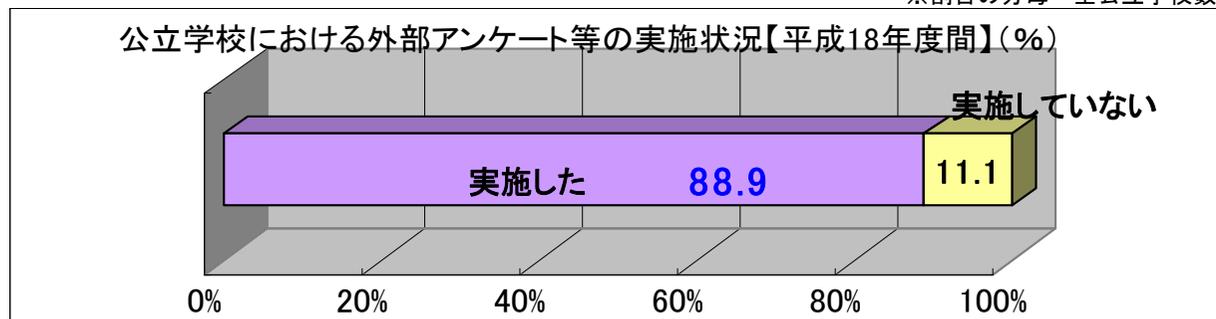
※平成17年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施しているため、単純に比較はできないが、その公表率は58.3%であった。

○また、**国立学校**における公表率は**29.5%**、**私立学校**における公表率は**14.2%**であった。

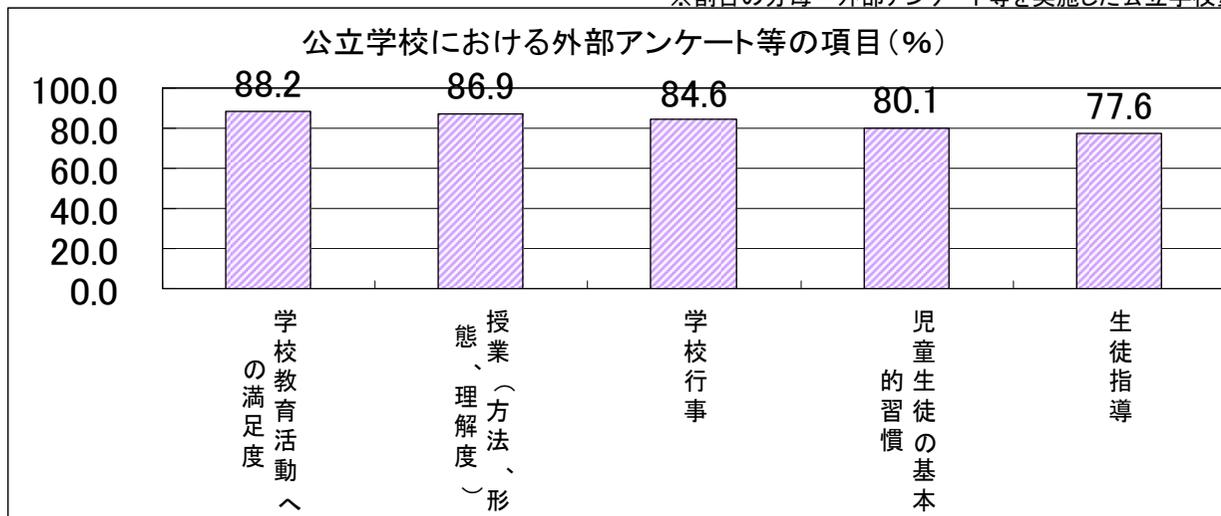
○自己評価結果を公表している公立学校のうち、**学校便り**により公表している学校の割合は**79.1%**(前年度:**57.9%**)、**ホームページ**により公表している学校の割合は**31.4%**(前年度:**16.4%**)となっている。

## 4. 外部アンケート等の実施状況

※割合の分母=全公立学校数



※割合の分母=外部アンケート等を実施した公立学校数



### 外部アンケート等の実施状況

○平成18年度間に外部アンケート等を実施した公立学校は、**全体の88.9%**となっている。

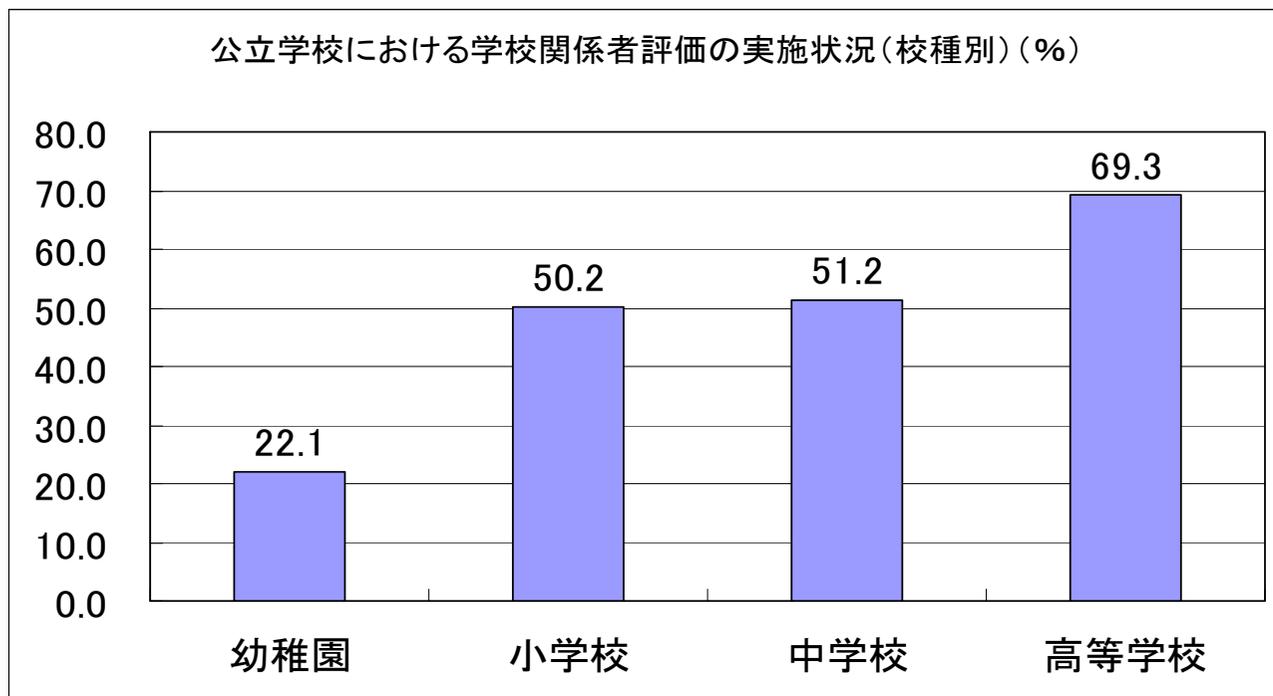
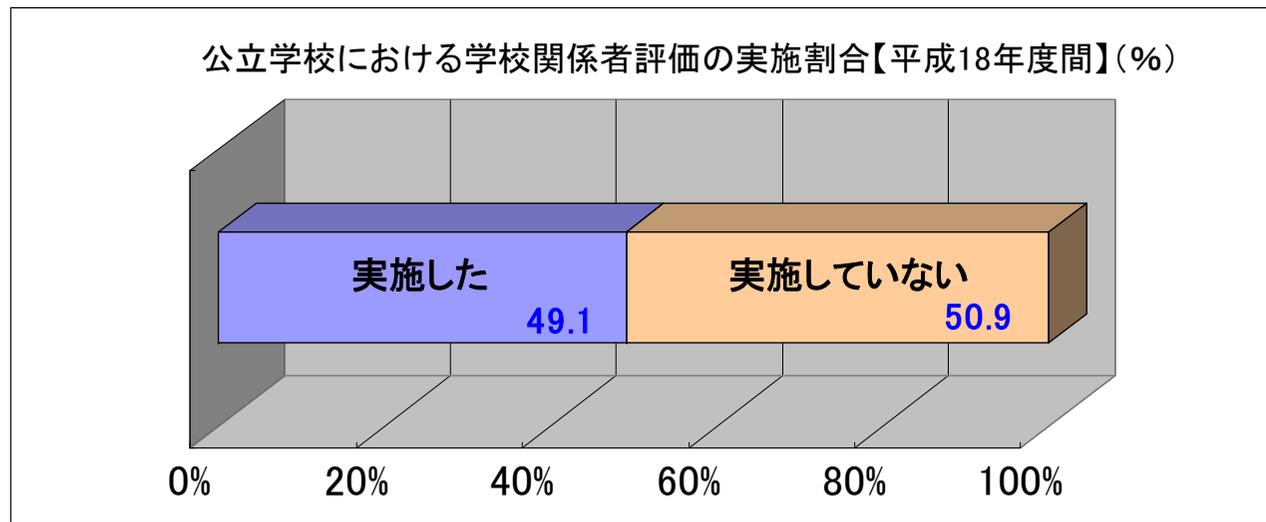
※平成17年度は「外部評価・外部アンケート等」の実施状況について調査を実施しているため、単純に比較はできないが、その実施率は83.7%であった。

○公立学校における外部アンケート等の項目としては、**学校教育活動への満足度**について問うている割合が**88.2%(前年度:79.3%)**と最も高く、次いで授業、学校行事、児童生徒の基本的習慣、生徒指導の順となっている。

○外部アンケート等を実施した公立学校の**9割以上**において、**匿名性の担保に何らかの配慮**を行っている。

## 5. <新規>学校関係者評価の実施状況

※割合の分母＝全公立学校数



### 学校関係者評価の 実施状況

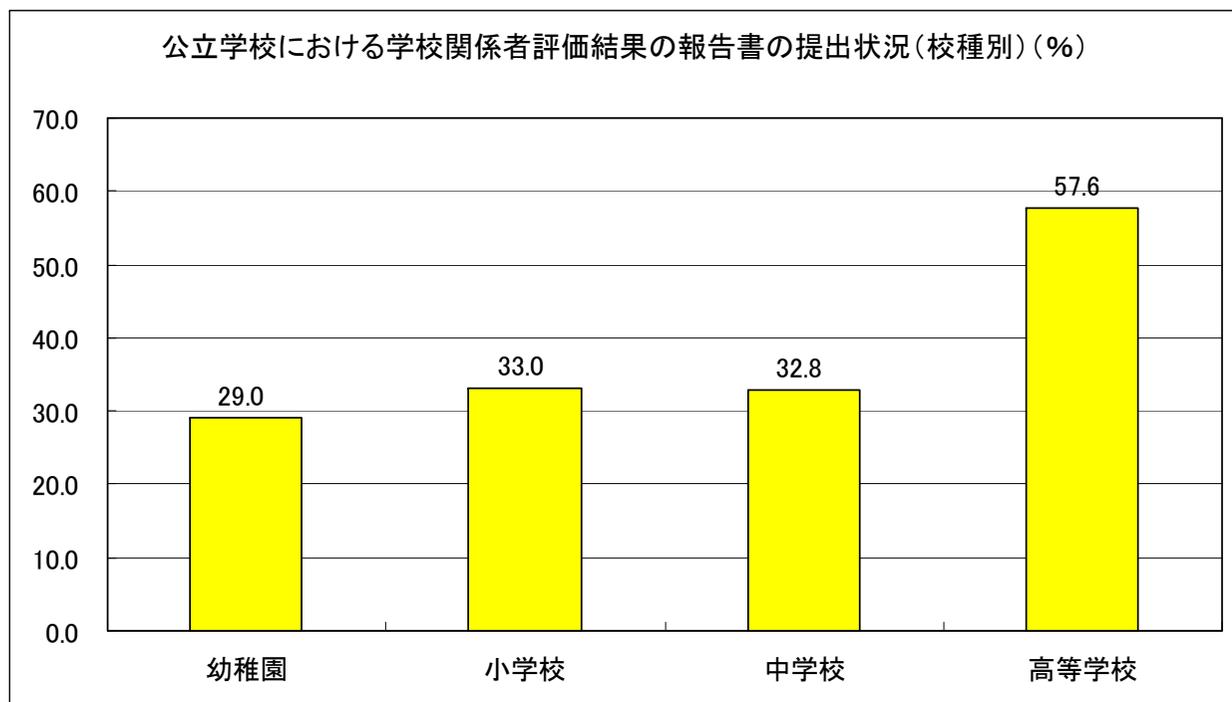
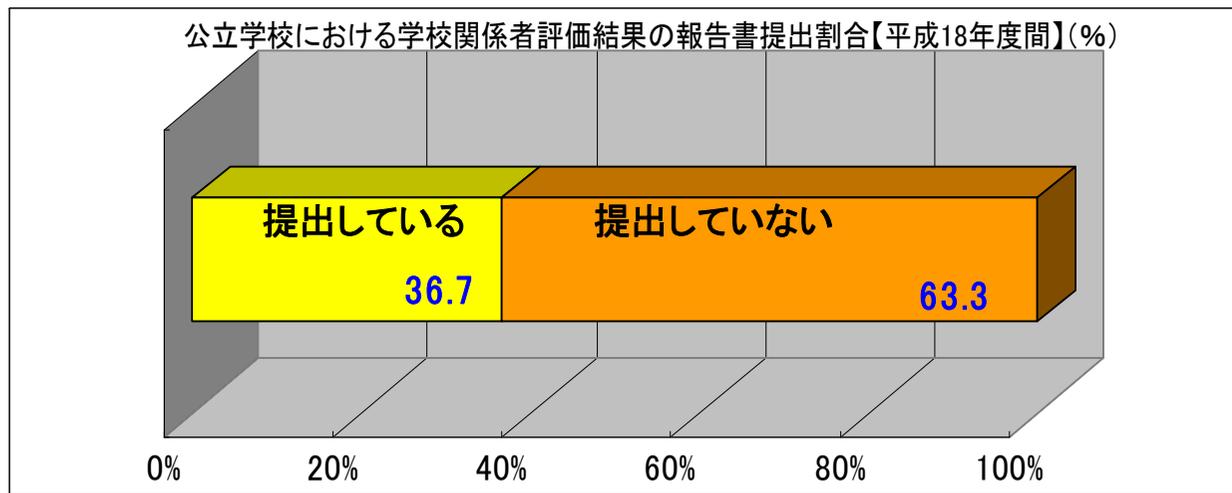
○平成18年度間に**学校関係者評価を実施**した公立学校は、**全体の49.1%**と、約半数の公立学校で学校関係者評価に取り組まれている。

○公立学校の状況を学校種別に見ると、**小学校**での実施率が**50.2%**、**中学校**での実施率が**51.2%**と、公立学校全体と同様の傾向が見られる一方、**高等学校**での実施率は**69.3%**と、中学校以下に比べて取組が進んでいる。

○また、**国立学校**における実施率は**68.1%**、**私立学校**における実施率は**12.9%**であった。

## 6. <新規>学校関係者評価結果の報告書の提出状況

※割合の分母＝学校関係者評価を実施した公立学校数



### 学校関係者評価結果の報告書の提出状況

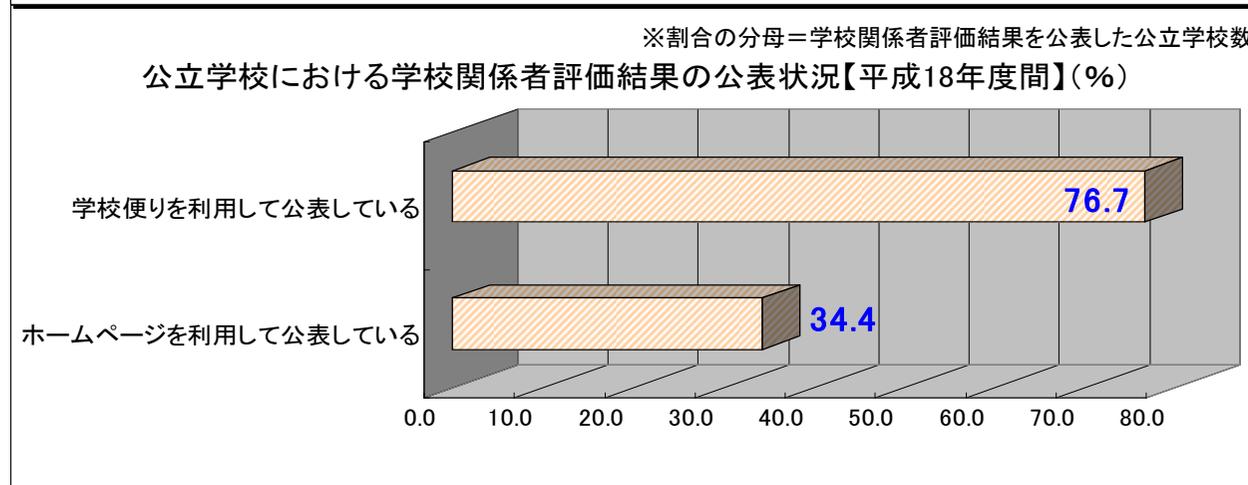
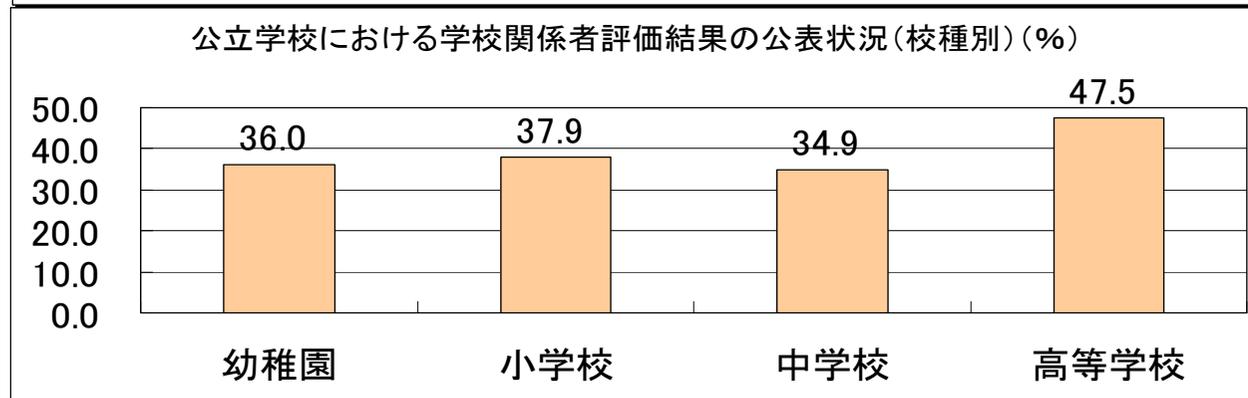
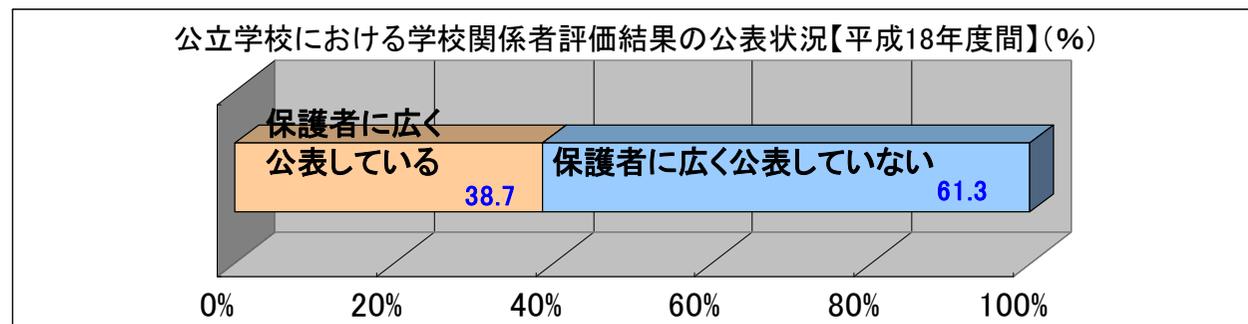
○平成18年度間に学校関係者評価を実施した公立学校のうち、**設置者に対して評価結果の報告書を提出**した学校の割合は**36.7%**である。

○公立学校の状況を学校種別に見ると、**小学校**での報告率が**33.0%**、**中学校**での報告率が**32.8%**と公立学校全体と同様の傾向が見られる一方、**高等学校**での報告率は**57.6%**と、中学校以下に比べて取組が進んでいる。

○また、**国立学校**における報告率は**31.6%**、**私立学校**における報告率は**45.9%**であった。

## 7. <新規>学校関係者評価結果の公表状況

※割合の分母＝学校関係者評価を実施した公立学校数

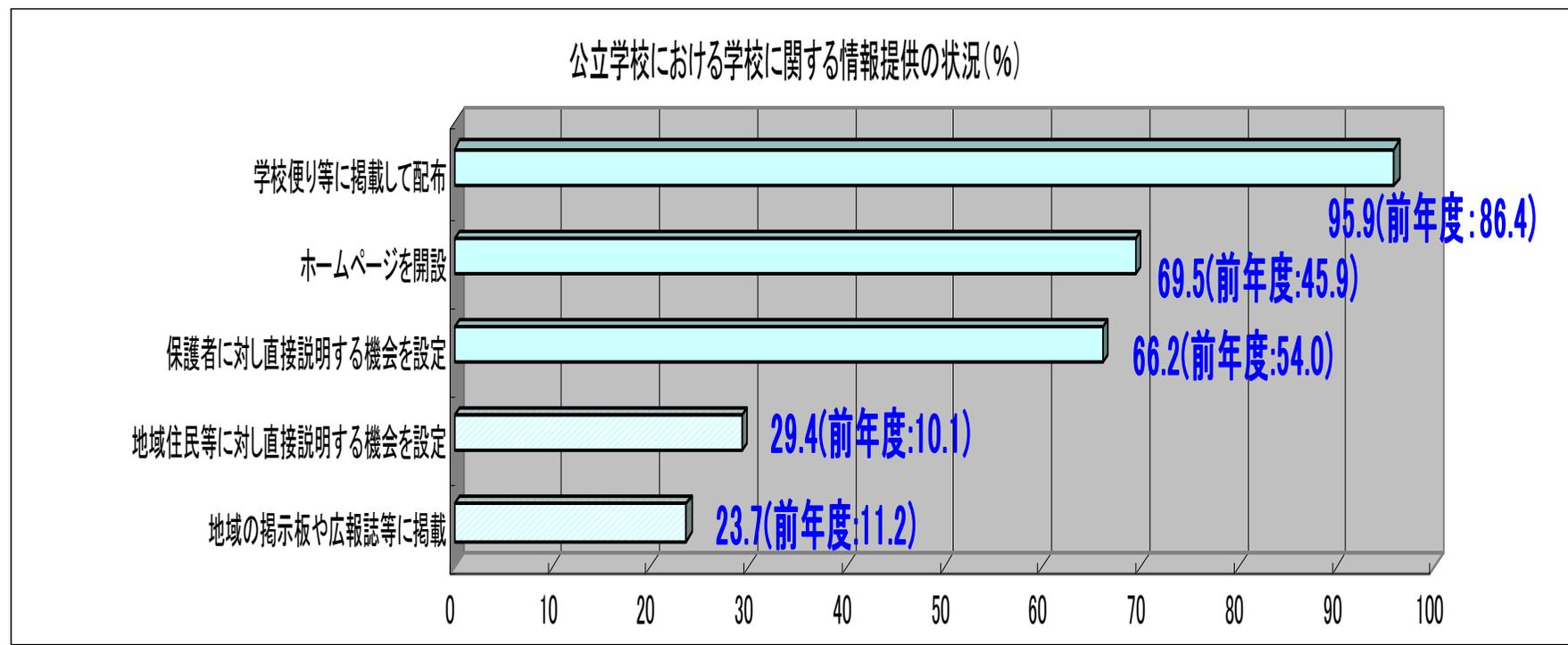


### 学校関係者評価結果の公表状況

- 平成18年度間に学校関係者評価を実施した公立学校のうち、その**評価結果を保護者に広く公表している**学校の割合は**38.7%**であり、中学校以下に比べ、高等学校における取組がやや進んでいる。
- また、**国立学校**における公表率は**22.6%**、**私立学校**における公表率は**30.9%**であった。
- 学校関係者評価の結果を保護者に広く公表している公立学校のうち、**学校便り**により公表している学校の割合は**76.7%**、**ホームページ**により公表している学校の割合は**34.4%**である。

## 8. 学校に関する情報提供の状況

※割合の分母=全公立学校数



### 学校に関する情報提供の状況

- 平成18年度間に、学校に関する情報をホームページで公表した公立学校は、全体の69.5%に達し、前年度の45.9%に比べ23.6ポイントの増となっている。
- 公立学校におけるホームページ以外の公表方法として、保護者に対して学校便り等を配布した学校が95.9%(前年度:86.4%)、保護者を対象にした説明会を実施した学校が66.2%(前年度:54.0%)、地域住民や関係機関職員に対して直接説明する機会を設けた学校が29.4%(前年度:10.1%)などとなっている。
- また、学校に関する情報をホームページで公表した国立学校の割合は全体の98.1%、私立学校の割合は全体の70.4%となっている。